

京都市告示第619号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置しました。

なお、その関係図面は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

令和6年2月21日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
上ノ山古墳公園	京都市西京区松尾上ノ山町 ・山田葉室町地内	令和5年11月17日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)